

## 低所得の子育て世帯に対する世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

### ■給付金の申請手続きについて

	支給対象者	支給額	申請手続き
①	令和4年4月分の児童扶養手当受給者	児童1人当たり 一律5万円	<b>申請不要です</b> ※7月20日(水)に、児童扶養手当を受給している口座に振り込まれています。
②	公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方		<b>申請が必要です</b> 必要書類とともに町福祉保健課に直接、または郵送で提出してください。審査後、指定口座に可能な限り速やかに振込予定です。
③	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方		<b>申請が必要です</b> 必要書類とともに町福祉保健課に直接、または郵送で提出してください。審査後、指定口座に可能な限り速やかに振込予定です。

**問** 厚生労働省 コールセンター ☎0120(400)903 (平日9:00～18:00)  
秋田県南福祉事務所または秋田県 地域・家庭福祉課 ☎018(860)1344 (平日8:30～17:15)  
町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907 (平日8:30～17:15)

## おやこふらっと広場事業へ参加しませんか

毎月第4土曜日に満3歳から小学校3年生までのお子さんとその保護者の方を対象とした親子で参加できる子育て支援の事業を行います。ぜひ、親子でご参加ください。  
※参加を希望される方は申し込みが必要です(先着10組までとなります)。

**事業内容** ◆お月見工作をしよう  
**日時** ◆8月27日(土) 午前10時～午前11時30分  
**会場** ◆美郷町住民活動センター(畑屋字街道東)  
**申込期限** ◆8月20日(土)  
**受付時間** ◆午前9時～午後5時(月曜日休館)

**申** NPO法人みさぼーと(美郷町住民活動センター内) ☎0187(84)4922

**問** 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

## 子どもたちと一緒に「夏休み運動チャレンジ」に取り組んでみませんか

町では、子どもたちの健康づくりのために「美郷町子どものセルフケア推進事業」を行っています。その一環として、この夏休み小中学校の子どもたちは、大人になっても健康に過ごせる人を目指すことをねらいとして「夏休み運動チャレンジ」に取り組んでいます。「丸くなった背中と膝・腰を真っすぐにしよう!」をテーマに、町の「ぐっと楽

運動教室」で講師を務める黒田恵美子先生が考案した運動を、毎日3分行うことにチャレンジしています。どんな運動を行っているかは、下記QRコードを読み取ると、動画でご覧いただけます。子どもたちの夏休みの宿題に、皆さんも一緒に取り組んでみませんか。

**初級**  
まずはここから!  
ラベンダーコース

**中級**  
雁の里コース

**上級**  
チャレンジしてね!  
竹うちコース

**問** 町福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900

## 令和5年度 農地耕作条件改善事業(区画拡大・暗きょ排水)の実施要望を取りまとめています

農地耕作条件改善事業は整備済み農地の高度利用を迅速・安価にするため、自力施工も活用した「農地区画の拡大」や「排水または湧水処理のための暗きょ管等の新設」の農地整備を支援する制度です。この事業を希望する方は下記へご相談ください。

採択要件◆次の要件をすべて満たすこと

- ①担い手が耕作する農地であること
- ②農地中間管理機構を活用して賃貸借する農地であること
- ③農業振興地域内の農地であること
- ④各土地改良区など実施主体による諸要件

※将来ほ場整備事業の計画がある地域では、当事業の実施はできませんのでご了承ください。

申込期限◆8月26日(金)

### ■助成内容(例)

- ・高低差が10cmを超えるほ場で表土扱いを行う区画拡大  
→12万5,000円(10アール当たり)
- ・吸水きょ(本暗きょ管)の間隔が10m以下の暗きょ排水の新設(バックホウ施工を用い、表土扱いを行う場合)  
→15万円(10アール当たり)

※この募集は事業の実施を必ずお約束するものではありません。来年度の国の予算の動向などにより実施できない場合もあります。

※上記助成内容は一例です。支援メニューは細分化されているため、詳細は下記へお問い合わせください。

※実際の工事費と助成金額との差額は、申請者の自己負担となります。

申・問 土地改良区の受益地・・・管轄する土地改良区へ  
土地改良区の受益地以外・・・町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

農産物の加工や販売促進を支援しています

## 6次産業化支援事業補助金をご活用ください!

町内農産物の加工や販売などの6次産業化の取り組みに対し、その経費の一部を助成します。事前着工は認められませんので、事前に申請を行う必要があります。

### 補助対象経費区分

- ①農産物の加工販売に要する経費(事業規模等により、国県事業を活用する場合あり)
- ②町内における農商工連携の取り組みによる農産物生産支援のための経費
- ③町内産農産物・加工品を首都圏等で販売促進するための経費(町を広くPRできるもの)

### 補助率等

補助対象経費区分	補助率(補助上限額)	補助対象費目	補助対象者
①農産物の加工販売に要する経費	税抜事業費の2分の1 (上限額50万円)	報償費、印刷製本費、委託料、 原材料費、備品購入費、工事 請負費	町内に住所または所在地を有する農業者
漬物加工場の整備が対象になります。漬物の製造販売には、保健所の営業許可が必要です。営業許可を受けるために、基準を満たした加工場を整備しましょう。漬物加工場の整備がこれからの方は、一度、町農政課へご相談ください。			
②町内における農商工連携の取り組みによる農産物生産支援のための経費	税抜事業費の2分の1 (上限額25万円)	報償費、委託料、負担金、その他 の経費	・町内に住所または所在地を有する農業者 ・町内の農業者が過半数を占める団体
③町内産農産物・加工品を首都圏等で販売促進するための経費	税抜事業費の3分の2 (上限額15万円)	報償費、旅費、消耗品費、燃料費、 印刷製本費、役務費、使用料および借上料、その他の経費	・町内に住所または所在地を有する農業者 ・町内の農業者が過半数を占める団体

申・問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908